

美里町定住促進奨励金制度

～美里に定住する目的で住宅を取得し、町内で住民登録をしたかたに奨励金を交付する制度です！～



美里町

平成28年7月1日

Ver. 1.04

1. 美里町定住促進奨励金の概要

～美里に定住したい転入者を応援します！～

活気あるまちにするには、人口の増加は欠くことのできない条件の一つです。

この事業は、美里町の定住人口の増加を図るため、新たに本町へ定住するために住宅（中古住宅を含む）を取得しようとする方で、交付要件を満たした方に「美里町定住促進奨励金」を交付することにより、魅力や活力にあふれるまちづくりを推進します。

2. 奨励金対象者

～下記の要件をすべて満たした方が奨励金の対象者です～

(1) 住宅取得奨励金（20万円）

- ① 美里町内に住宅を取得し、平成28年4月1日以後に美里町に定住した者
- ② 住宅取得奨励金の交付申請時に申請者又は配偶者の年齢が40歳以下であること
- ③ 取得した住宅に、奨励金の交付を受けた日から5年以上定住する意志のある者
- ④ 居住区の行政区に加入し、積極的に地域コミュニティに参加する者
- ⑤ 世帯全員に町税等の滞納がないこと
- ⑥ 過去に住宅取得奨励金の交付を受けていないこと

(2) 加算措置（住宅取得奨励金＋各種加算で最大で30万円加算） 加算項目に全て該当する場合、最大で50万円の交付が受けられます（別表参照）

※加算措置を受けられる者は住宅取得奨励金の対象者に限ります。

※町内転居または転入前3年未満他の市区町村の住民登録をしていた者は奨励金額が異なります。詳細は別表を参照してください。

3. 交付申請

奨励金対象者の方は、美里町定住促進奨励金交付申請書（様式第1号）に、次の添付書類を添えて申請してください。

◇提出書類

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの）
- ③ 世帯全員の戸籍の附票（外国人にあっては必要なし）
- ④ 位置図及び各階平面図の写し
- ⑤ 建物の登記事項証明書（写し可）
- ⑥ 市町村税の完納証明書（世帯全員分）
- ⑦ 新築、増築、建替の場合 → 工事請負契約書の写し
建売住宅、中古住宅の場合 → 売買契約書の写し
- ⑧ 土地の売買契約書（土地を購入する場合）の写し
- ⑨ 土地の登記事項証明書（写し可）
- ⑩ 母子健康手帳の写し（妊娠中の世帯に限る）
- ⑪ その他町長が必要と認める書類

4. 交付申請受付日時

(1) 受付日

平成28年4月1日～平成32年3月31日まで
月曜日～金曜日（祝日は除く）

(2) 受付時間

開庁日の8：30～17：15
（ただし、12：00～13：00は除く）

5. 受付場所

児玉郡美里町大字木部323番地1
美里町役場 建設水道課 建設環境係
TEL：0495-76-5134（直通）

6. 交付申請

住所を移転してから6ヶ月以内に、交付申請書に必要書類を添えて、5の受付場所へ提出してください。ただし、共同で住宅を所有する場合、申請ができるのは、1名限りとします。

7. 審査結果の通知

審査の結果、交付要件を満たすと認められた方に交付決定し、通知します。
また、審査結果は、申請者あてに通知します。

8. 奨励金の請求及び支給について

交付決定の通知後、請求書の提出を受け、奨励金の支払いをいたします。
（請求がない場合、お支払いができません。）

別表第1（第3条関係）

奨励金の種類		交付要件	金額
住宅取得奨励金		<p>平成28年4月1日以後に美里町に転入、転居又は既存住宅を建替えた者で、次の各号のいずれかの価格以上で住宅の取得をした者</p> <p>※新築、増築又は建替えの場合、平成26年4月1日以後に建築確認申請を行ったもの</p> <p>(1) 新築及び建替え 500万円（税込）</p> <p>(2) 土地購入を含めた住宅の新築又は購入 1,000万円（税込）</p> <p>(3) 中古住宅 250万円（税込）</p> <p>ただし、取得後の改修費用は含まない。</p> <p>(4) 増築 200万円（税込）</p>	20万円
加 算 措 置	子育て世帯加算	<p>1 奨励金の交付申請日において、本人又は配偶者が妊娠中であり、母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条に規定する母子健康手帳の交付を受けている世帯</p> <p>2 奨励金の交付申請日において、取得した住宅に居住する満15歳以下の者（満15歳に達する日以後において、最初の3月31日までの間にある者を含む。）を養育する世帯</p>	10万円
	土地購入加算	住宅の取得のため、新たに土地を購入した者	20万円

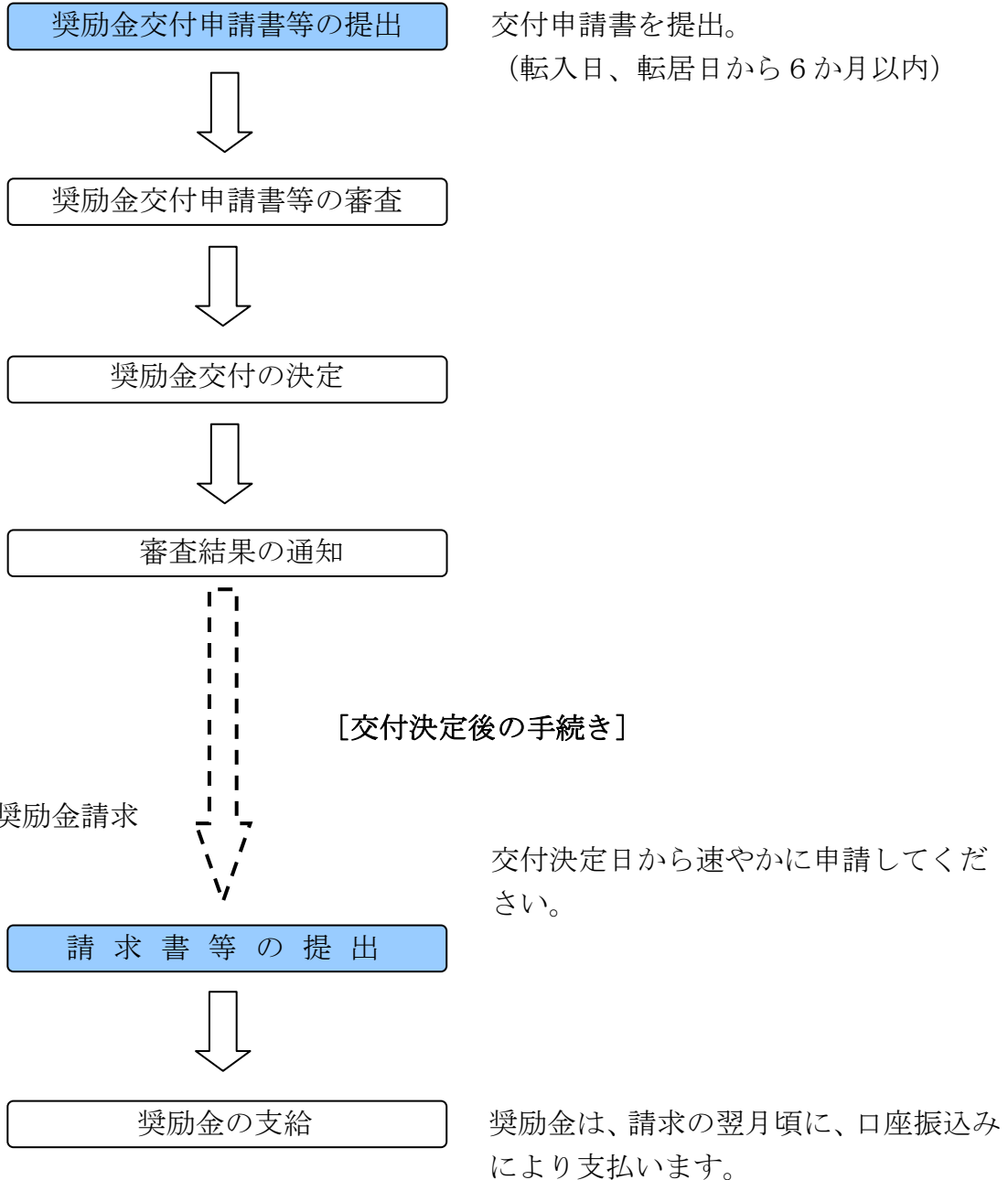
備考

- この表における子育て世帯加算措置の対象者は、初めて町の住民基本台帳に記載される者、又は町に転入した日から遡り、連続して3年以上他の市区町村の住民基本台帳に記載されていた者とする。
- この表における奨励金の対象者のうち、平成28年4月1日時点で既に町の住民基本台帳に記載されている者又は過去町の住民基本台帳に記載されていたことがあり、3年未満の間に町に再転入した者は、次表により算出して得た額を奨励金として交付する。

算出要件奨励金	算出基準
(1) 住宅取得奨励金	別表第1に定める額×0.5
(2) 土地購入加算措置	別表第1に定める額×0.5

美里町定住促進奨励金申請から決定までの流れ

◇交付申請



美里町定住促進奨励金の請求をする方へ

奨励金は、交付決定者からの請求により、支給いたします。

交付決定者は、請求が必要となりますので、忘れずに手続きを行うようにしてください。

1. 請求書の提出方法及び時期

提出方法：郵送又は持参

提出時期：請求書の様式が届き次第速やかに提出してください。

持参の場合は、開庁日の8：30～17：15

(ただし、12：00～13：00は除く)

2. 提出場所（送付先）

〒367-0194

児玉郡美里町大字木部323番地1

美里町役場 建設水道課 建設環境係

0495-76-5134（直通）

3. 提出書類

①美里町定住促進奨励金交付請求書

②振込先となる通帳の写し

※交付決定者には、請求書提出のご案内を送付いたします。

注 意 事 項

1. 美里町定住促進奨励金は、平成28年4月1日から平成32年3月31日の間に美里町に自己が所有する住宅を取得した方に奨励金を交付する事業ですが、事業効果によっては、その期限が延長もしくは短縮することがありますので、ご了承ください。
2. 虚偽、不正な行為により奨励金の交付を受けようとした、又は受けたことがわかったときは、申請・交付決定を取り消し、交付した奨励金を返還していただきます。
3. 奨励金の申請・請求に必要な証明書類等の取得に要する費用は、申請者の負担となりますのでご了承ください。
4. 奨励金は、所得税法上の課税対象となる場合があります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。
5. 住民票等は、申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
6. 対象住宅の利用状況、その他の交付要件の該当について、調査させていただく場合があります。

問合せ 美里町役場 建設水道課 建設環境係
電 話 0495-76-5134 (直通)